

～ ここが変わります ～

【規約】

- ① 枚方市PTA役員にあたる年度は、副会長（市P）を1名追加可能とします。
- ② ふれあい委員に、ふれあい事務局長を1名選出します。

次のとおり、規約を改正します。（変更箇所到下線を引いています。）

改正後	改正前
第10条 本会の役員は次の通りとする。 会長1名 副会長2名 書記3名（P2.T1） 会計 3名（P2.T1） <u>副会長（市P）1名</u> <u>副会長（市P）は、枚方市PTA役員にあたる年度について、役員の追加を可能とする。</u> 第13条 役員の任務 1 会長 （1）本会を代表し、会務を統括執行する。 （2）総会、運営委員会、役員会を召集する。 （3）選出された各委員を委嘱する。 2 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。 3 書記 総会並びに運営委員会、役員会の議事を記録し、会合の通知をする。 4 会計 本会の会計事務を担当する。 <u>5 副会長（市P）</u> <u>枚方市PTA役員にあたる年度について、市P担当としブロックのとりまとめを務める。</u> 第27条 臨時運営委員会は、次の場合開くことができる。 （1）役員会が必要と認めた場合。 （2）委員の半数以上が、必要と認めた場合。 2 拡大運営委員会は、本会の役員、各専門委員会の委員長、<u>ふれあい事務局長</u>、副委員長、全学年委員会の各学年委員長、副委員長および、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。 [省略] 第36条 本規約は、1948(昭和23)年より施行する。 [省略] 2019(令和元)年5月22日一部改正する。 <u>2020(令和2)年3月4日一部改正する。</u>	第10条 本会の役員は次の通りとする。 会長1名 副会長2名 書記3名（P2.T1） 会計 3名（P2.T1） <u>[追加]</u> 第13条 役員の任務 1 会長 （1）本会を代表し、会務を統括執行する。 （2）総会、運営委員会、役員会を召集する。 （3）選出された各委員を委嘱する。 2 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。 3 書記 総会並びに運営委員会、役員会の議事を記録し、会合の通知をする。 4 会計 本会の会計事務を担当する。 <u>[追加]</u> 第27条 臨時運営委員会は、次の場合開くことができる。 （1）役員会が必要と認めた場合。 （2）委員の半数以上が、必要と認めた場合。 2 拡大運営委員会は、本会の役員、各専門委員会の委員長、<u>[追加]</u>、副委員長、全学年委員会の各学年委員長、副委員長および、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。 [省略] 第36条 本規約は、1948(昭和23)年より施行する。 [省略] 2019(令和元)年5月22日一部改正する。 <u>[追加]</u>

次のとおり、附則を改正します。(変更箇所の下線を引いています。)

改正後	改正前
第1条 委員の選出 1 各学級の保護者より学級委員を4名及び1年生から5年生については、選挙管理委員候補者を1名選出する。 2 学級委員の中より、学級代表1名、専門委員3名を互選する。 3 学級代表の互選により、各学年委員長1名、副委員長2名を選出し、各学年委員長は運営委員会に出席する。 4 各学年委員長の互選により、全学年委員会の長2名（低学年より1名、高学年より1名）を選出する。 5 学級専門委員は、文化交流委員会、広報委員会、環境改善委員会、生活指導委員会、ふれあい委員会に所属する。 6 各専門委員会に、教職員の代表若干名をおく。 7 各専門委員会の互選により専門委員長1名、<u>ふれあい事務局長1名</u>、副委員長2名を選出し、専門委員長1名、副委員長1名は運営委員会に出席する。 [省略] 第2条 役員及び会計監査の選出 1 役員及び会計監査候補者は、各学級の会員より1名以上選出し、教職員よりは役員2名が推薦される。 [省略] 5 役員及び会計監査の選出は、原則として<u>2月まで</u>に完了する。 [省略] 第6条 ふれあい委員会 1 ふれあい委員会は『枚方子どもいきいき広場事業』の運営にあたり、関係地域団体と協力し、次世代を担う子どもたちを地域全体で育てていく事を目的とする。 2 ふれあい委員会は 互選により選出された、委員長1名、<u>事務局長1名</u>、副委員長2名をもって、<u>ふれあいフリースクエア（枚方子どもいきいき広場事業）運営委員の事務局の任にあたる。</u> [省略] 第9条 本附則は、1978(昭和 53)年4月17日より施行する。 [省略] 2019(令和元)年5月22日一部改正する。 <u>2020(令和2)年3月4日一部改正する。</u>	第1条 委員の選出 1 各学級の保護者より学級委員を4名及び1年生から5年生については、選挙管理委員候補者を1名選出する。 2 学級委員の中より、学級代表1名、専門委員3名を互選する。 3 学級代表の互選により、各学年委員長1名、副委員長2名を選出し、各学年委員長は運営委員会に出席する。 4 各学年委員長の互選により、全学年委員会の長2名（低学年より1名、高学年より1名）を選出する。 5 学級専門委員は、文化交流委員会、広報委員会、環境改善委員会、生活指導委員会、ふれあい委員会に所属する。 6 各専門委員会に、教職員の代表若干名をおく。 7 各専門委員会の互選により専門委員長1名、<u>[追加]</u>、副委員長2名を選出し、専門委員長1名、副委員長1名は運営委員会に出席する。 [省略] 第2条 役員及び会計監査の選出 1 役員及び会計監査候補者は、各学級の会員より1名以上選出し、教職員よりは役員2名が推薦される。 [省略] 5 役員及び会計監査の選出は、原則として<u>2月中</u>に完了する。 [省略] 第6条 ふれあい委員会 1 ふれあい委員会は『枚方子どもいきいき広場事業』の運営にあたり、関係地域団体と協力し、次世代を担う子どもたちを地域全体で育てていく事を目的とする。 2 ふれあい委員会は 互選により選出された、委員長1名、<u>[追加]</u>、副委員長2名をもって、<u>『枚方子どもいきいき広場事業』運営委員の事務局の任務にあたる。</u> [省略] 第9条 本附則は、1978(昭和 53)年4月17日より施行する。 [省略] 2019(令和元)年5月22日一部改正する。 <u>[追加]</u>

※上記の規約及び附則の改正は、令和元年度 P T A 決算総会（規模縮小開催） 第三号議案において、承認されています。